

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(略)</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 府中キャンパスと小金井キャンパス間を現金で切符を購入して旅行する場合 720 円</u></p> <p><u>(2) 府中キャンパスと小金井キャンパス間を IC カードを利用して旅行する場合 698 円</u></p> <p><u>(3) 府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に現金で切符を購入して旅行する場合 1,300 円</u></p> <p><u>(4) 府中キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 1,276 円</u></p> <p><u>(5) 小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に現金で切符を購入して旅行する場合 1,120 円</u></p> <p><u>(6) 小金井キャンパスの組織等に常時勤務する役員及び職員が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 1,106 円</u></p> <p>3 前項の地域に所在する出張先への旅行に要する最低の鉄道賃及び車賃の実費額(役員又は職員が通勤手当の支給を受けている場合</p>	<p>(略)</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 府中キャンパスと小金井キャンパス間を旅行する場合 698 円</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2) 府中キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,276 円</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 小金井キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に旅行する場合 1,106 円</u></p> <p>3 前項の地域に所在する出張先への旅行に要する最低の鉄道賃及び車賃の実費額(職員等が通勤手当の支給を受けている場合は、同</p>	

